

# 金沢美術工芸大学教育施設等学外者使用規程

令和5年8月16日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会教育その他公共のため、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教育施設等（以下「教育施設等」という。）を学外者の使用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、教育施設等とは本学のアリーナ、グラウンド及びレクチャーホールをいう。

(使用期間、時間)

第3条 教育施設等の使用を承認する期間及び時間は、別表第1のとおりとする。

2 理事長は、本学の管理運営上支障がなく、かつ、特に必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、使用を承認することができる。

(使用の申請)

第4条 教育施設等の使用の承認を受けようとする者は、別に定める様式により理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、その申請内容を審査し、適当であると認めたときは、使用を承認するものとする。

3 理事長は、教育施設等の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育施設等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とした使用であると認められるとき。
- (5) その他理事長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用承認の取消)

第6条 理事長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の

各号のいずれかに該当するときは、教育施設等の使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用目的以外に使用することが判明したとき又は使用したとき。
- (2) 使用承認条件に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。
- (4) その他管理上特に必要があると認めたとき。

(譲渡、転貸の禁止)

第7条 使用者は、使用承認によって生ずる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復等)

第8条 使用者は、教育施設等に施設を施したときは、これを原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 使用者は、大学の施設、設備等を故意又は過失によって損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料金の納付)

第10条 使用者は、別表第2に定める実費を前納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、実費の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 学校教育の用に使用する場合
- (2) 国、地方公共団体その他これらに類する団体がその業務のために使用する場合
- (3) その他理事長が認める場合

2 既納の使用に係る実費は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由で使用ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(免責)

第11条 この規程に基づく処分及び事故などにより使用者に生じた損害について、本学は一切その責を負わない。

(委任)

第12条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

使用期間	1月4日から12月28日までの本学の教育上支障のない日
使用時間	午前9時から午後9時までの本学の教育上支障のない時間

別表第2（第10条関係）

1 実費の額

教育施設	使用の単位	実費の額
アリーナ	1時間	2,300円
グラウンド	1時間	無料
レクチャーホール	1時間	無料

- アリーナの使用者が冷房又は暖房の装置を使用する場合は、実費の額の2割5分に相当する額を実費として別に徴収する。
- 使用者が備え付け以外の椅子を使用する場合は、1脚あたり100円を実費として別に徴収する。